

砺波市農業委員会 1月総会議事録

開催日時 令和6年1月5日(金) 午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 大ホール

出席した委員 26名

2番	堀田 敬三	16番	飯田 真紀
3番	吉田 一馬	17番	亀永 理恵
4番	柴田 泰利	18番	土田 英雄
5番	林 政樹	19番	中村 栄克
6番	前野 久	20番	満保 雅春
8番	鴨井 克之	21番	今井 久人
9番	川邊 洋	22番	松原 光雄
10番	舘 和香子	23番	黒田 英嗣
11番	樋掛 雅彦	24番	山本 渉
12番	田嶋 和樹	25番	小幡 直也
13番	森田 修	26番	源通 一郎
14番	松浦 正一	27番	齋藤 徹
15番	飯田 輝一	29番	水野 勢津子

欠席した委員 3名

1番	西原 登	28番	片山 雅喜
7番	石田 智久		

傍聴人

なし

出席した事務局職員 4名

事務局長	栄前田 龍平	主幹	大石 哲也	主事	深尾 芽生
農地調整専門員	林 憲正				

付議案件

議事

- 1) 議案第36号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 3) 報告第3号 農業経営改善計画の認定等について

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和5年度・砺波市農業委員会1月総会」を開会いたします。
それでは、会議に先立ちまして、川邊会長が開会の挨拶を申し上げます。

会長 みなさまご苦勞様です。元日の地震からあまり日もたたず、なにかとご多用の中で総会に出席いただきましたこと厚く御礼申し上げます。
さて、年が明けましてこれから地域計画の第2回検討会を開催することとなります。検討会では目標地図を作成することとなりますが、その際には各農家の意向確認が十分になされていることが非常に重要ではないかと考えております。そのため、各地区で検討会に参加される委員のみなさまにはご負担をかけることとなりますが、参加予定の農家の方々に事前のコンタクトをとっていただきまして、意向の確認をとれるようご対応をお願いいたします。簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。
ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中26名の出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをここにご報告させていただきます。
この後の進行につきましては、お手元の総会次第にしたがいまして進めさせていただきます。
なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。
それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

議長 それでは、議席番号13番森田 修委員・議席番号14番松浦 正一委員をお願いいたします。
それでは議事に入ります。「議案第36号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、2件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1について、相続した農地の譲渡を検討していたところ、譲受人と話がまとまったものです。

番号2について、申請地を借り受けて耕作していた譲受人が引き続き農地として利用するため譲り受けることとなったものです。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第36号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 黒田委員、どうぞ。

黒田委員 1番について、譲受人は譲渡人の叔父にあたります。譲渡人は相続した農地の管理等が難しかったことから、周辺で農地を管理していた叔父が譲り受け、農地として利用していくものです。ご承認よろしく申し上げます。

議長 2番について、現在この地区で耕作中である中核農家である譲受人が所有権を取得するものでして、近隣の耕作者や関係団体等の了承も得ています。ご承認よろしく申し上げます。

他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「議案第36号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、「議案第37号農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局

議案書の2ページをお願いします。

今月の案件は、6件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。

申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。譲受人は、申請地横の住宅を購入するにあたり手続きを進めていたところ、宅地内の一部に農地が含まれていることが判明し、今回是正するものです。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の6ページから10ページまでと併せてご覧ください。

申請地は公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は公共インフラが整備されており、住環境が充実していることから、生活及び交通の利便性が高い申請地において、共同住宅の建築を計画しています。

(議案書番号3朗読)

別添の位置図の11ページから15ページまでと併せてご覧ください。

申請地は公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は公共インフラが整備されており、住環境が充実していることから、生活及び交通の利便性が高い申請地において、共同住宅の建築を計画しています。

(議案書番号4朗読)

別添の位置図の16ページから20ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は公共インフラが整備されており、住環境が充実していることから、生活及び交通の利便性が高い申請地において、住宅の建築を計画しています。

(議案書番号5朗読)

別添の位置図の21ページから25ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。譲受人が営んでいる美容室は敷地が狭く、これまで活用していた駐車場も大変狭く、苦情が多かったことから、申請地に駐車場を設置し、課題解決を図るものです。

(議案書番号6朗読)

別添の位置図の26ページから30ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は公共インフラが整備されており、住環境が充実していることから、生活及び交通の利便性が高い申請地において、宅地分譲を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第37号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　1番について、申請地横の宅地の売買をするにあたり土地の計測を行ったところ、宅地の一部の地目が田のままだったことがわかったものです。今回の申請により是正を図ります。

2番及び3番について、譲渡人は同じですが譲受人が異なるため別々の申請となっています。場所は住宅団地に隣接しており住環境も充実しています。市街地近郊での共同住宅の需要が高いことから今回の申請に至ったものです。

4番について、場所は小学校に近く、周辺も住宅地となっている住環境が充実した地域です。家族の今後の生活等を考え住宅建築を考えていたところ譲渡人と話がまとまったものです。

5番について、譲受人は美容院を営んでいますが、駐車場が狭く支障がありました。今回店舗の後ろにある申請地を取得し来店者の駐車場とする

ものです。ご承認よろしく申し上げます。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 林委員、どうぞ。

林 委 員 6番について、農地としては水管理のしにくい難しい条件の場所でした。宅地にも隣接しており比較的周辺の営農には支障が生じないものです。近隣での宅地分譲は建築会社の縛りがついたものが多く、今回は建築条件の縛りのない分譲宅地の需要があることから譲受人が計画されたものです。ご承認よろしく申し上げます。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第37号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。報告第1号・報告第2号・報告第3号について、事務局より説明願います。

事 務 局 (報告第1号・第2号・第3号説明)

議 長 ただ今報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
これにて閉会いたします。

(閉会 14 : 30)